

1. 当行及び連結子法人の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(以下、あわせて「対象役職員」という)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

当行の取締役(社外取締役を除く)を対象としております。なお、期中の就任者及び退任者を含みます。

② 「対象従業員等」の範囲

対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに「主要な連結子法人等」の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で、「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」等を対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人はございません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額(社外役員を除く)」を同記載の「対象となる役員の員数(社外役員を除く)」により除することで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者で、本件に該当する者はありません。

(ウ) 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

その者が通常行う取引や管理する事項が、当行及び連結子法人の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者で、本件に該当する者はありません。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、対象役職員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額を、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数(2024年4月~2025年3月)
取締役会(広島銀行)	2回

(注) 報酬等の総額については、取締役会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行及び連結子法人の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

・報酬等に関する方針について

・「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。

a. 報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)としております。

(2021年6月25日第110期定時株主総会決議)

b. 業績連動報酬は、業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としており、詳細は3.のとおりであります。

c. 2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員報酬B I P 信託」を導入しております。信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社ひろぎんホールディングスが拠出する金員とあわせて3事業年度ごとに合計1,000百万円、また、交付される株式会社ひろぎんホールディングス株式の上限は3事業年度ごとに2,600,000株であります。

(2024年6月25日第4期定時株主総会決議)

監査役に対する報酬は、すべて確定金額報酬としており、金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内としております。

(2021年6月25日第110期定時株主総会決議)

報酬等に関する開示事項

3. 当行及び連結子法人の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額を、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定しております。

- ・対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
- ・業績連動部分の算出方法について

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬の報酬額は、透明性、客観性及び公正性を確保し、株主等ステークホルダーへの説明責任を十分果たせるものとする観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、業績連動支給倍率は次のとおりとしております。

親会社株主に帰属する当期純利益	業績連動支給倍率
450億円超	1.500
400億円超～450億円以下	1.375
350億円超～400億円以下	1.250
300億円超～350億円以下	1.125
250億円超～300億円以下	1.000
200億円超～250億円以下	0.875
150億円超～200億円以下	0.750
100億円超～150億円以下	0.625
100億円以下	—

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

対象役員等の報酬の総額（百万円）										
区分	人数 (人)	報酬等の総額（百万円）								
			固定報酬の総額		変動報酬の総額				退 職 慰 労 金	
			確定金額 報 酬	非金銭 報 酬	基本報酬	賞与	業績連動 報 酬			
対象役員 (除く社外役員)	11	150	114	80	34	35	—	—	35	—
対象従業員等										

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額175百万円（うち確定金額報酬98百万円、業績連動報酬34百万円、非金銭報酬42百万円）を支払っております。

2. 業績連動報酬は、2025年3月期親会社株主に帰属する当期純利益を基準として算出し、支払っております。

5. 当行及び連結子法人の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

当行は、2025年6月の定時株主総会により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしました。